# 土地改良区だより NO.26

# 水土里ネット大口



# 伊佐市大口土地改良区

〒895-2511 鹿児島県伊佐市大口里53番地1 TeI 0995-22-9013 Fax 0995-22-5528 E-mail midorinet-okuchi@ec3.technowave.ne.jp ◇ 組合員の総数 1,493名◇ 地区の総面積 731町8反 (2019.10.23現在)



# 理事長 甲斐 隆喜

晩秋の候、組合員並びに関係者の皆様には日頃より土地改良区の運営に特段のご理解 とご協力を頂いておりますことに深く感謝申し上げます。

「令和」という新たな時代が幕を開けました。明るく平穏な時代になってくれることを 祈りたいと思いますが、年々脅威を増す異常気象、とりわけ台風は日本近海で強大化す る傾向にあり、災害も甚大なものとなっております。今後も発生しうる自然災害に対し、 常日頃から備えを意識づけていきたいところです。

さて、一昨年に引き続き、二年連続で土地改良法が改正されました。今般の改正は、土地改良区の義務とされる改正が打ち出され、期限が定められていることから事務処理も多岐に渡ることとなります。とりわけ「利水調整規程」は本年度内に定める必要があることから、7月の理事会で、規定案の審議を行ったところであります。また、令和4年事業年度から「貸借対照表」の作成が義務付けられており、自ずと複式簿記会計への移行を進めなくてはならないこととなります。このことにより現存する頭首工をはじめ土地改良施設の資産評価が必要となってまいります。執行部といたしましては促進研修会等への出席を図りながら遅滞なく移行できるよう鋭意努力しているところであります。

本区における近年の事業といたしましては、主要施設がいずれも耐用年数に差しかかっていることから「農業水路等長寿命化・防災減災事業」等へ積極的に申請し更新に向け取り組んでいるところであります。また、3期目を迎えました多面的機能支払交付金事業につきましては、2期目以降事業申請を見送っていた地域への推進活動によりまして、管内の農業振興地域全域での申請がなされ、14の組織が認定を受けたところです。高齢化に伴い担い手不足が懸念される中ではありますが、農用地・農業用施設をはじめとする地域資源の良好な保全管理に向け、地域の実情に併せた無理のない活動として継続的に展開されることを願っております。

土地改良区の果たす役割は年々その重要性を増してきております。自らの体制改善に努め、情勢の変化に的確に対応できるよう取り組んでまいりたいと思います。組合員の皆様の更なるご理解とご協力を切にお願いいたしましてご挨拶といたします。

#### 狀 報 告 財 務 況

規約第46条、会計細則65条により、伊佐市大口土地改良区の財務状況を公表します。

# 令和元(平成31)年度 一般会計収入支出予算の執行状況

令和元年9月30日現在

	収	入			支出				
科目	予 算 額	収入済額	未収入額	科	目		予 算 額	支出済額	予算残額
1.組 合 費	16,226,200	0	16,226,200	1.事	務	費	17,401,000	6,333,791	11,067,209
経常賦課金	13,055,900	0	13,055,900	事	務	費	16,935,000	6,333,791	10,601,209
特別賦課金	3,170,300	0	3,170,300	総	代会	費	466,000	0	466,000
2.使 用 料	450,000	769,500	△ 319,500	2.財	産	費	2,241,000	0	2,241,000
3.補 助 金	10,005,000	2,410,000	7,595,000	3. 諸	負担	. 金	258,000	138,188	119,812
償 還 金	7,475,000	0	7,475,000	4. 借	入金和	训息	10,000	0	10,000
水門	190,000	0	190,000	5.維	<b>诗管</b> 理	里費	6,720,000	1,025,974	5,694,026
施設管理	2,340,000	2,410,000	△ 70,000	水	路	費	2,327,000	180,513	2,146,487
4. 雑 収 入	2,755,800	194,312	2,561,488	管	理	費	3,113,000	845,461	2,267,539
電柱敷地料	1,300,000	0	1,300,000	適	正化事	業	1,280,000	0	1,280,000
加入金	10,000	0	10,000	6.事	業	費	13,211,000	129,844	13,081,156
雑 収 入	215,800	194,312	21,488	事	務	費	1,070,000	129,844	940,156
業務受託料	1,230,000	0	1,230,000	負	担	金	2,650,000	0	2,650,000
5. 繰入金	2,563,000	0	2,563,000	償	還	金	9,491,000	0	9,491,000
6. 繰 越 金	8,550,000	9,092,902	△ 542,902	7. 返	戻	金		0	0
				8. 予	備	費	709,000	0	709,000
計	40,550,000	12,466,714	28,083,286		計		40,550,000	7,627,797	32,922,203

土地改良区の事業会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、5月末日を出納閉鎖日として、決算書を作 成しております。

年2回の定期監査の他、九州農政局及び土地改良区監理所管による定期検査が実施され、事業並びに土地改良 区運営の全般にわたり検査指導が行われ、牽制強化により会計経理の健全化を図り、内容を明瞭にしております。

#### 平成30年度

# 一般会計収入支出決算書 (単位:円)

収 入							支 出					
科	目		決	算	額		科		目		算	額
1.組	合	費	15	,722	,950	1.	事	務	費	14	,578	,748
2. 使	用	料	1	,376	,990	2.	財	産	費	2	,787	,000
3. 補	助	金	17	,395	,137	3.	諸	負担	金鱼		217	,192
4. 雜	収	入	3	,013	,998	4.	借	入金和	制息			0
5. 繰	入	金	1	,930	,400	5.	維扎	寺管理	里費	3	,356	,856
6. 繰	越	金	9	,338	,282	6.	事	業	費	18	,745	,059
						7.	返	戻	金			0
						8.	予	備	費			0
計			48,	777	,757			計		39,	684	,855

収支差引残高9,092,902円が令和元(平成31)年度へ繰越

#### 監查報告

令和元年度第1回監事会が開催され、平成30年 度の運営・事業・会計・経理について監査が実施さ れました。その結果、何ら異常等は認められなかっ たことを報告致します。

令和元年7月5日

総括監事 石原 昭紀 ED 事 鳥巣 祐二 印

> 山口正二 (EII)

# 平成30年度

#### 特別会計収入支出決算書 (単位:円)

会計	種別	収入決算額	支出決算額	差引
地区除外沿	央済金積立	17,479,540	1,533,400	15,946,140
退職給与	チ積立金	17,908,550	0	17,908,550
研修費利	責立金	390,695	0	390,695
河川道路	用地売収金	2,627,425	0	2,627,425
管理用地位	吏用料積立	7,137,304	205,000	6,932,304
財政基金	<b>è</b> 積立金	5,456,150	300,000	5,156,150

差引額が令和元(平成31)年度へ繰越

#### 平成30年度 財産目

(令和元年5月31日現在)

#### 資 産

流動資産(現金、預金) 9,092,902円 特定資産(積立金見返預金) 48,961,264円 出資金(県信連、北さつま農協) 100,000円 固定資産(備品等) 1,222,352円 資産合計 59,376,518円

#### 負債

負債合計

長期負債(県営圃場整備事業借入金)

23,308,519円 短期負債(積立引当金等) 48,961,264円 72,269,783円

# 土地改良法改正の主な概要

# 最終的改定

理事資格の要件

理事の5分の3以上は、 原則として耕作者でなければならない 令和2年度

総代会へ上程

● 土地持ち非農家が増えて、理事の半数を占めた場合には土地改良区の業務執行にあたって、耕作者の意向が適正に反映されなくなる恐れがあるためです。

利水調整規程 の制定

利水調整のルール化

令和元年度

総代会へ上程

● 近年の経営規模の拡大により、地域外の入作者が増加しています。これまで農業用水の利用調整は 慣例的に行われている場合が多いことから、地域の水需要の実施に応じた適切な配分が行われるよう 規程により明文化するものです。

#### 総代会制度

総代選挙について選挙管理委員会による管理の廃止

令和2年度

総代会へ上程

● ほとんどの土地改良区で総代選挙は無投票となっています。その一方で、選挙人名簿の作成など選挙費用や事務手続きが負担となっていることから、役員選挙同様土地改良区の管理に委ねられることとなりました。

## 決算関係書類

収支決算書類に加えて原則として「貸借対照表」を 作成・公表する

令和3年度

総代会へ上程

● 貸借対照表は施設の資産評価を行うことにより、将来の施設更新に必要となる費用やそれに備える ための資産状況を明らかにするものであり、将来の更新費用について計画的な積立を行い、将来世代と の費用の分担が可能。

員外監事

監事のうち1人以上は原則として員外とする

令和2年度

総代会へ上程

● 近年、土地改良区において事故を含めた不祥事が発生し、多額の被害を受ける事案が発生している ことから、第三者的立場からの監査機能を強化する必要があります。

# 低意的改正

準組合員制度 施設管理準組合員制度

## 準組合員制度は未設定

総代会の出席状況や賦課金の徴収状況も良好なことから、「早急な制定」を見送ることとしました。

総代会制度

総代の書面・代理人による議決権行使の導入

令和2年度

総代会へ上程

● 総代会において地域の意見を確実に反映できる有効な方法です。代理人は組合員であること。代理 することができるのは総代1名に限られます。

# 事業の歌源



# 土地改良施設適正化事業事業 (第41期生)



# ● 羽月頭首工 動力装置と昇降用階段の更新 ●

この頭首工は昭和57年に造成されて以来、羽月地区の主要施設して重要な役割を果たしてきましたが、近年経年による劣化が目立ち不具合が発生していることから、平成29年度(41期生)に加入申請し、関係受益者からの経費一部拠出積み立てを行ってまいりました。この秋、現在の手回し式発動機からセル式ディーゼルエンジンに更新を図り、併せて直登り梯子から傾斜階段に改修を行うものです。

◇ 改修工事事業総額 750万円

# 県営農村地域防災減災 (用排水施設整備) 事業

## ● 山下放水門改修工事 ●

現在の放水門2門のうち1門は水位を感知して自動開門していますが、もう1門が手動式のため、洪水時には水守人の危険が伴うばかりでなく、初動に時間がかかることから下流域の冠水被害が度々発生しております。近年にみられるゲリラ豪雨のように迅速な対応が困難なばかりか農地のみならず市道など公共施設、住宅地への被害が及び住民生活面での支障を与える可能性が非常に高いことから、2門とも自動式開門への更新改修を行います。



◇ 改修工事事業総額 3,420万円 (測量試験費含む)



# 農業水路等長寿命化·防災減災事業

### ● 豊穂頭首工:油圧シリンダとユニット更新改修工事 ●

山下地区同様、昨年度に計画策定並びに詳細設計が実施されました。事業要件により計画策定後、3年以内に改修工事を実施しなければならない事業であることから、今秋改修工事に取り掛かります。今回は扉体を支えるシリンダ7本と操作室の油圧ユニットの更新を計画しておりますが、現時点で要求額通りの予算がついていないことから、次年度にまたがる可能性もあります。

◇ 事業総額 3,000万円 (要求額)

# 令和元年度、監測金及び徴収期間について

# 1. 賦課額 (予算額)

(1) 経常賦課金 13,055,900 円

10a当りの賦課額

田: 一律 1,850円 (定款で定めた天水田については1/2)

ただし、大字山野・渕辺(山野十曽土地改良区との重複地)については、1,230円とする

930円 畑:一律

3,170,300 円 (ほ場整備事業他工事費受益者負担分) (2) 特別賦課金

10a当りの賦課額

羽 月第二羽月 区 地 地 区

負担額 1,040円 840円 ※羽月と第二羽月地区は均等調整後の負担額になります。

		防減災事業 山下地区					適正化事業	長寿防災 豊穂地区				
1		里	水	系	里水系大字大島	島 里水系天水田·畑	羽月頭首工	里	水 系	里水系大字大島	大園水系	
	負 担 額	320円		160円		430円	250円		130円	90円		

#### 【備考】

- \*山下地区の負担は2018年度及び2019年度の2ヵ年となります。(山野・渕辺地区は除く)
- \*羽月頭首工は2021年度までの負担金拠出となります。(一部積立金取崩し)
- \*豊穂地区の負担は2019年度及び2020年度の2ヵ年となります。

# 2. 徴収期間と徴収方法

令和元年11月20日から令和元年12月10日まで (1) 徴収期間

(2) 徴収方法 原則として自治会別による徴収を行っております。

# 平成30年度も、 脈製金貨収 100% を養成!!

JA北さつま口座からの自動振替も実施しておりますので事務局へお問い合せください。

# 組合費(賦課金)は土地改良区運営の 主要な財源です。

"賦課金の期限内納入に ご理解とご協力を"

圃場整備事業による施設を除きますと、 ほとんどが造成後40年以上が経過してお り、各部位に劣化が生じつつあり、前項 に紹介の事業等による改修が避けて通れ ない状況にあります。各関係機関との連 携を密にして、最も有利で且つ負担軽減 を念頭に計画を進めて参りますので、組 合費の納入には何卒ご理解のほど宜しく お願い致します。

#### 経常賦課金とは・・・・

土地改良組合の運営費および施設の 維持管理費になります。管理区域内 で登記簿上、「田・畑」である以上、 固定資産税と同様の扱いとなります。

# 特別賦課金とは・・・・

県営ほ場整備事業等の事業負担金で す。農家の負担分を毎年分割という 形で、国へ返納しております。

#### 償還金(特別賦課金)の残債期間

羽月地区・・・令和5年度まで 第二羽月地区・・・令和6年度まで

# 組合員の皆様へ

# 農地中間管理機構関連農地整備事業 大田地区について

平成30年度から、地元多面的機能支払交付金事業運営役員をはじめ、若手担い手農家による基盤整備に向けた勉強会を進めてきました。鹿児島県・伊佐市・県土改連による事業説明会を定期的に開催し、令和4年度の事業採択を目指しております。

現在、中間管理機構への貸出し手続きに必要な所有者や耕作者の必要情報のリスト化を進めております。一定規模分の準備が整い次第、農地中間管理権の設定同意や施工同意の取得を進めてまいりますので、関係組合員の皆様のご協力とご理解をお願い致します。

# こんなときは必ず周出を提出してください!!

- ◆ 農地の異動 (売買・交換・賃貸借等)
- ◆ 農業者年金受給による経営移譲
- ◆ 組合員の死亡・住所の変更等
- ◆ 農地を宅地等へ転用
- ◆ 公共事業(用地買収)による転用
- ◆ 指定□座の変更・閉鎖



- ※ 農業委員会に届け出済または、法務局で既に所有権移転登記が完了であっても、土地改良 区へ届出がないと土地台帳等の変更はできません。
- ※ 農地を転用する場合は、地区除外の手続きが必要です。(転用決済金が発生します) 地区除外転用決済金とは、かんがい排水事業等を関係受益者で導入し、造成された施設の 維持管理はその受益者の義務となります。そうした中、転用により農地が減少することで、 残された組合員への施設管理費等の負担を軽減するため、規定されております。

平成30年12月末より、伊佐市大口土地改良区事務局は **鹿児島県姶良・伊佐地域振興局伊佐庁舎別館2階** に移転しております。 ご来所の際は、ご注意ください。

